

# 大規模工事等における履行保証割合の引上げについて

交通局長決定 平成22年6月1日

改正 令和3年3月1日

## 1 対象工事

- (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札に付する工事
- (2) 低入札価格調査を経て契約を締結する工事

## 2 工事請負契約約款の読み替え

対象工事の契約に係る第4条（契約の保証）第2項及び第5項並びに第56条（発注者の損害賠償請求等）第2項の適用については、これらの規定中「10分の1」とあるのは、「10分の3」と読み替えて適用する。

## 3 その他

- (1) 対象工事に係る入札公告において、契約保証金の額が請負代金額の10分の3以上である旨を表示するものとする。
- (2) 対象工事に係る入札説明書又は仕様書（特記仕様書を含む。）において、契約保証金の額が請負代金額の10分の3以上である旨を明記するものとする。
- (3) 工事請負契約約款の特記事項に次の1条を付記する。

（契約保証金の額等の特例）

第5条 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札に付する工事及び低入札価格調査を経て契約を締結する工事の契約に係る第4条（契約の保証）第2項及び第5項並びに第56条（発注者の損害賠償請求等）第2項の適用については、これらの規定中「10分の1」とあるのは、「10分の3」とする。

## 4 実施時期

この取扱いは、令和3年3月1日から実施し、同日以後に行われる入札公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。